

事務連絡

令和7年(2025年)2月3日

地下埋設式受水槽設置者様

札幌市保健所長

地下埋設式受水槽の衛生管理について

日頃より本市の衛生行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、市内の雑居ビルにて、地下埋設式受水槽がノロウイルスに汚染されたことを原因とする健康被害(食中毒)が発生しました。

一般的に、受水槽は地面や床上にFRPやステンレス製のものが設置されていますが、昭和50年以前に建築された建物では、ビルの躯体コンクリート壁をそのまま受水槽として使用している地下埋設式の受水槽が設置されている場合があります。

地下埋設式の受水槽は、天井・床・周壁の六面を外部から点検することができず、コンクリート壁の経年劣化に伴う亀裂を通じて汚染水が流入する危険性があるなど、飲料水が汚染されるリスクが高い状況となっています。

地下埋設式受水槽の設置者様におかれましては、裏面に記載した汚染リスクの御理解と、受水槽の適切な維持管理の実施をお願いいたします。併せて、直結給水方式への切り替えや、六面点検が可能な床置型受水槽への更新を御検討ください。

また、簡易専用水道に該当する施設におかれましては、水道法の規定に基づき、毎年1回以上定期に、国土交通大臣及び環境大臣の登録機関による法定検査を受けることが義務付けられていますので、適切に受検いただきますようお願いいたします。

なお、水質に異常を感じた際は、直ちに保健所にご相談ください。

(担当)

札幌市保健福祉局保健所生活環境課ビル衛生係

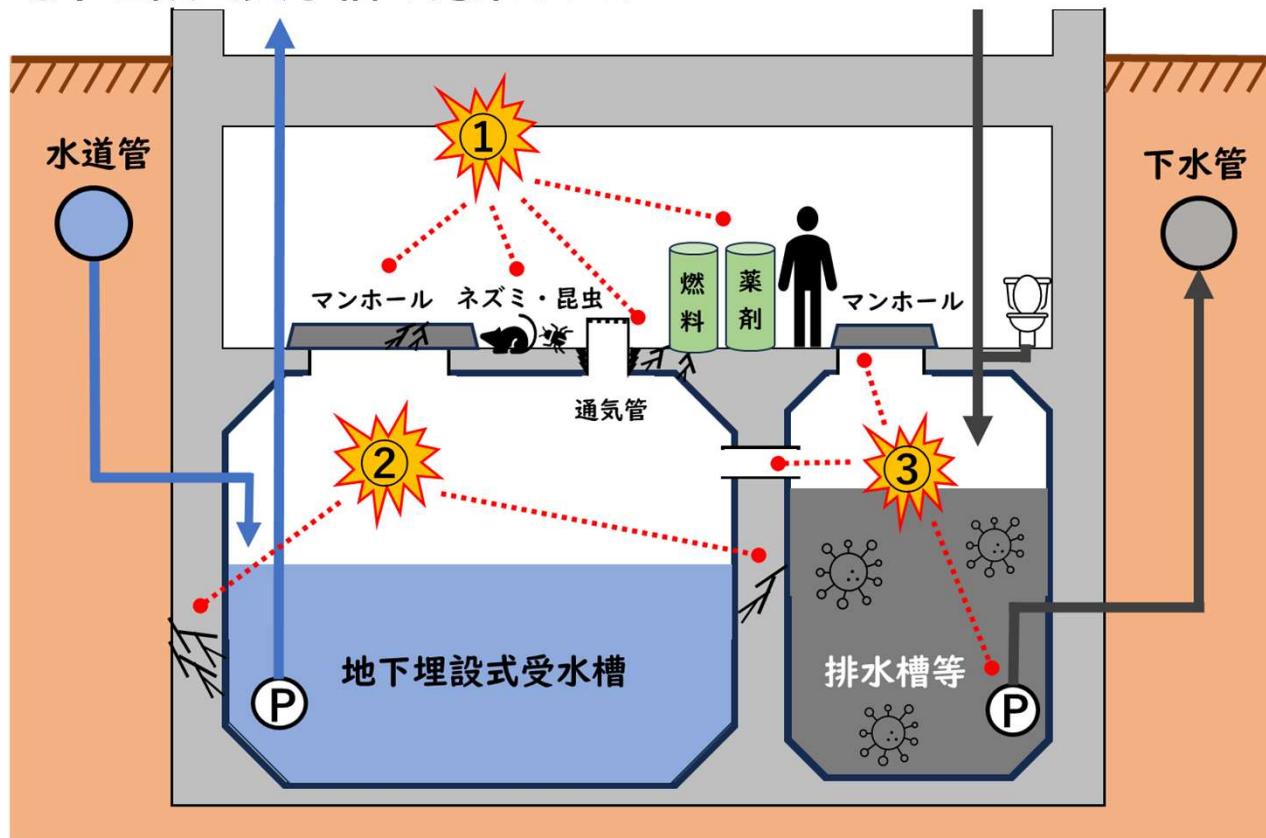
TEL:011-622-5165 FAX:011-622-7311

地下埋設式受水槽を設置されている方へ

令和6年12月、札幌市で地下埋設式受水槽がノロウイルスに汚染されたことが原因の健康被害（食中毒）が発生しました。

地下埋設式受水槽は汚染リスクが高いいため、設置者はリスクを十分に御理解いただき、日頃から適切な管理の徹底をお願いします。併せて、直結給水方式への切り替えや、六面点検が可能な床置型受水槽への更新を御検討ください。

1 地下埋設式受水槽の汚染リスク



- ①** 上部マンホールや通気管の劣化・破損部から受水槽に異物(燃料・薬剤)が混入したりネズミや昆虫が侵入
- ②** 経年劣化で内壁にクラック(亀裂)が発生し、受水槽に地下水や汚染水が混入
- ③** ポンプの不具合等により隣接する排水槽の水位が上昇し、マンホールの上部や内部配管から排水が混入

2 日常の維持管理のポイント

- ・水の色、濁り、臭い、味
- ・残留塩素(0.1 mg/L 以上)
- ・ポンプなどの設備のトラブル
- ・受水槽周辺の整理整頓

原則、毎日の
確認が必要

水に異常があったら
直ちに保健所へ相談を！

3 定期的に実施すること

- ・受水槽の清掃（年1回以上）
- ・定期的な水質検査
- ・法定検査の受検（簡易専用水道の場合）